

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 及び旭川市契約事務取扱規則（昭和 39 年旭川市規則第 22 号）第 3 条の規定に基づき、条件付き一般競争入札（以下「入札」という。）について次のとおり公告する。

令和 2 年 3 月 6 日

旭川市長 西 川 将 人



1 契約担当部局

〒070-8525 旭川市 6 条通 9 丁目総合庁舎 5 階
旭川市総務部管財課庁舎担当
電話 0166-25-5443
FAX 0166-25-8303

2 入札に付する事項

- (1) 入札件名 旭川市総合庁舎清掃業務
- (2) 履行期間 令和 2 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで
- (3) 概 要 入札説明書のとおり
- (4) 履行場所 旭川市 6 条通 9 丁目 46 番地 旭川市総合庁舎
- (5) 入札方法

総価で入札に付する。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加資格

入札参加者は、次の全ての要件を満たしていること。

- (1) 平成 29・30・31 年度旭川市物品購入等の競争入札参加資格において営業種目「建物清掃等環境衛生管理」の取扱品目が「庁舎・施設一般清掃」（3011）又は「庁舎・施設環境衛生総合管理」（3018）で登録されており、清掃業務経営規模等審査基準に基づく格付等級が A である者であること。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定により一般競争入札への参加を排除されていない者であること。
- (3) 公告の日から入札執行日までのいずれの日においても、旭川市競争入札参加資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (5) 旭川市内に本店を置いている者であること。
- (6) この入札に参加しようとする者との間に資本関係又は人的関係がないこと。

4 入札説明書を交付する場所及び問合せ先
1に同じ。

5 入札参加資格の確認の申請

この入札に参加を希望する者は、3に掲げる入札参加資格を有することの確認を受けるため、入札説明書で示す書類を次のとおり提出しなければならない。

- (1) 提出期限 令和2年3月13日(金)午後5時
- (2) 提出場所 1に同じ。

6 入札の日時及び場所等

(1) 入札の日時及び場所

令和2年3月24日(火)午前11時
旭川市職員会館3階6号室(旭川市9条通9丁目)

(2) 開札

入札終了後直ちに(1)の場所にて行う。

(3) 入札書の提出方法

入札書を持参し投函すること(郵送又はファクシミリによる入札は認めない。)

7 入札の無効

この公告において示した入札参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び旭川市委託契約等競争入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反する者のした入札は無効とし、これらの入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、市長が入札参加資格のある旨を確認した者であっても、入札時点において3に掲げる資格のない者のした入札は無効とする。

8 入札手続等

(1) 入札保証金 免除する。

(2) 契約保証金 要する。ただし、旭川市契約事務取扱規則第24条の規定に該当する場合は免除する。

(3) 契約書作成の要否 要する。

この契約は、旭川市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成17年旭川市条例第40号)の規定に基づく長期継続契約であるため、契約書には「翌年度以降において歳入歳出予算の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約は解除する」旨、規定する。

(4) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格を設けた場合において、最低制限価格を下回る入札があったときは、当該入札を失格とする。

(5) 最低制限価格の設定

最低制限価格算出率は、84.61%とする。最低制限価格は、積み上げ方式による算出とする。詳しくは、旭川市契約課ホームページの旭川業務委託契約の最低制限価格試行要領を確認すること。

また、最低制限価格未満の価格で入札した者は、再度入札に参加できないものとする。

(6) 支払条件 毎月後払いとする。

(7) 詳細は入札説明書による。